

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------	-----	--

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑩	当期控除額 ⑪	翌期繰越額 ⑫-⑬ ⑭
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮) ②			年 月 日から 年 月 日まで	円	円
	計 ①+② ③		年 月 日から 年 月 日まで			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①, 同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		年 月 日から 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑤		年 月 日から 年 月 日まで			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤) ⑥		年 月 日から 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		年 月 日から 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の②) ⑧		年 月 日から 年 月 日まで			
	計 ⑦+⑧ ⑨		年 月 日から 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額) ⑩		年 月 日から 年 月 日まで			
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		年 月 日から 年 月 日まで				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		当 期 分	計 ⑬	円	円	円
法第321条の8第42項により 控除できる金額(別表7の⑧) ⑬						
当期分として算定した法人税割額 (⑫又は第20号様式の⑤-⑦+⑧-⑨) ⑭						
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額(⑭若しくは (⑩+⑫+⑬)のうち少ない額又は⑭) ⑮						

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控 除 す べ き 外 国 税 額 等 ⑰	各市町村ごとに 算定した法人税 割 額 ⑱	各市町村ごとに 控除する外国税 額等(⑰又は⑱の うち少ない額) ⑲
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑳	㉑